

2026 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 シ ン バ イ オ 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 吉 田 文 紀
(コード番号：4582)
問 合 せ 先 C F O 代 行 藤 原 啓 一
(TEL. 03-5472-1125)

第2回無担保普通社債（私募債）の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 17 日付の取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「EVO FUND」、「割当先」又は「社債権者」といいます。）を割当先とする第2回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行に関して、本日付けで本社債の総額（100,000,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2026 年 8 月 17 日公表の「無担保社債ファシリティ契約証書の締結及び第2回無担保普通社債（私募債）の発行並びに第三者割当による第70回及び第71回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結並びに第58回、第66回及び第67回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本社債の概要>

(1) 社 債 の 名 称	シンバイオ製薬株式会社第2回無担保普通社債
(2) 社 債 の 総 額	金 100,000,000 円
(3) 各 社 債 の 金 額	金 2,500,000 円の1種。本社債の口数は上記「社債の総額」を各社債の金額（2,500,000 円）で除して得られる数とし、本社債は、各社債の金額（2,500,000 円）未満の金額に分割することができない。
(4) 払 込 期 日	2026 年 9 月 3 日
(5) 償 還 期 日	2029 年 9 月 3 日
(6) 利 率	年率0%
(7) 遅 延 損 害 金	年利率 20% ※本社債について支払いを怠った場合又は期限の利益を喪失した場合
(8) 発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(9) 償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
(10) 償 還 方 法	満期一括償還 但し、第70回及び第71回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本社債の払込期日以降の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した金額が、各社債の金額（2,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の3取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後の日（当日を含む。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
(11) 期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本社債につき期限の利益を喪失するものとします。 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 - 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債

	務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・ 当社が下記（12）の規定に違背し、3取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
(12) 早期償還事由	・ 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。）前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。 ・ 2026 年9月3日（当日を含む。）から起算して6か月が経過した日以降において、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義する。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。 「基準金額」は 36 円とする。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行う。 ・ 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができる。但し、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当てを行う場合、会社法第 194 条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、本社債の払込期日時点において既に、開示書類（本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書（これらの参照書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含む。）及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書（提出された場合は、各報告書の訂正報告書を

	含む。)をいう。)において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではない。 ・ 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。 ・ 当社が、本新株予約権の全部又は一部につき、当社と割当先の間で締結された本新株予約権の買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 ・ 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき本新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
(13) 総 額 引 受 人	EVO FUND

以 上